

新城市パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓制度

ガイドブック

新城市

令和6(2024)年4月

目 次

1	パートナーシップ・ファミリーシップとは 【要綱第2条】	1
2	宣誓をすることができる方 【要綱第3条】	1
3	宣誓手続の流れ 【要綱第4条】	3
4	宣誓時に必要なもの 【要綱第4条・第7条】	4
5	通称名の使用を希望する場合 【要綱第5条】	5
6	受領証（カード）記載事項の変更【要綱第8条・第9条】	6
7	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カードの再交付返還 【要綱第10条・第11条】	6
8	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の無効 【要綱第12条】	7
9	愛知県内自治体間で引っ越ししたときの継続使用について	7
10	Q & A	8
	資料編	12
	・新城市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	
	・様式第1（第4条関係）パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書	
	・様式第1の2（第4条の2関係）パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続届	
	・様式第2（第6条関係）パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証	
	・様式第3（第6条関係）パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード	
	・様式第4（第7条関係）近親者等の記載に関する同意書	
	・様式第5（第8条関係）パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書	
	・様式第6（第9条関係）パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書に関する変更届	
	・様式第7（第10条関係）パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書	
	・様式第8（第11条関係）パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届	

1 パートナーシップ・ファミリーシップとは【要綱第2条】

【パートナーシップ】

互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、2人の関係のことをいいます。

【ファミリーシップ】

パートナーシップにある者の一方又は双方の子を始めとした近親者（三親等内の者）その他市長が適当と認める者を含め、家族である関係のことをいいます。

2 宣誓をすることができる方【要綱第3条】

次のいずれにも該当していることが必要です。

(1) 成年に達していること

パートナーシップを宣誓する方は満18歳以上であること。

(2) 共に宣誓をしようとしている2人のうち、少なくともどちらか1人が新城市民であること、又は新城市に転入を予定していること

2人のうち、少なくともどちらか1人が新城市内に住所を有している方、また、2人とも市外に住んでいても、少なくとも1人が宣誓の日から3か月以内に新城市内への転入を予定している方。

(3) 配偶者がいないこと（結婚していないこと）

配偶者がいる方は、宣誓をすることができません。

(4) 宣誓者以外の方とパートナーシップ又はそれに類する関係にないこと

共に宣誓をしようとするパートナーの他に、ファミリーシップ宣誓やパートナーシップ宣誓をしている方は、宣誓をすることができません。

(5) 宣誓者同士が近親者でないこと

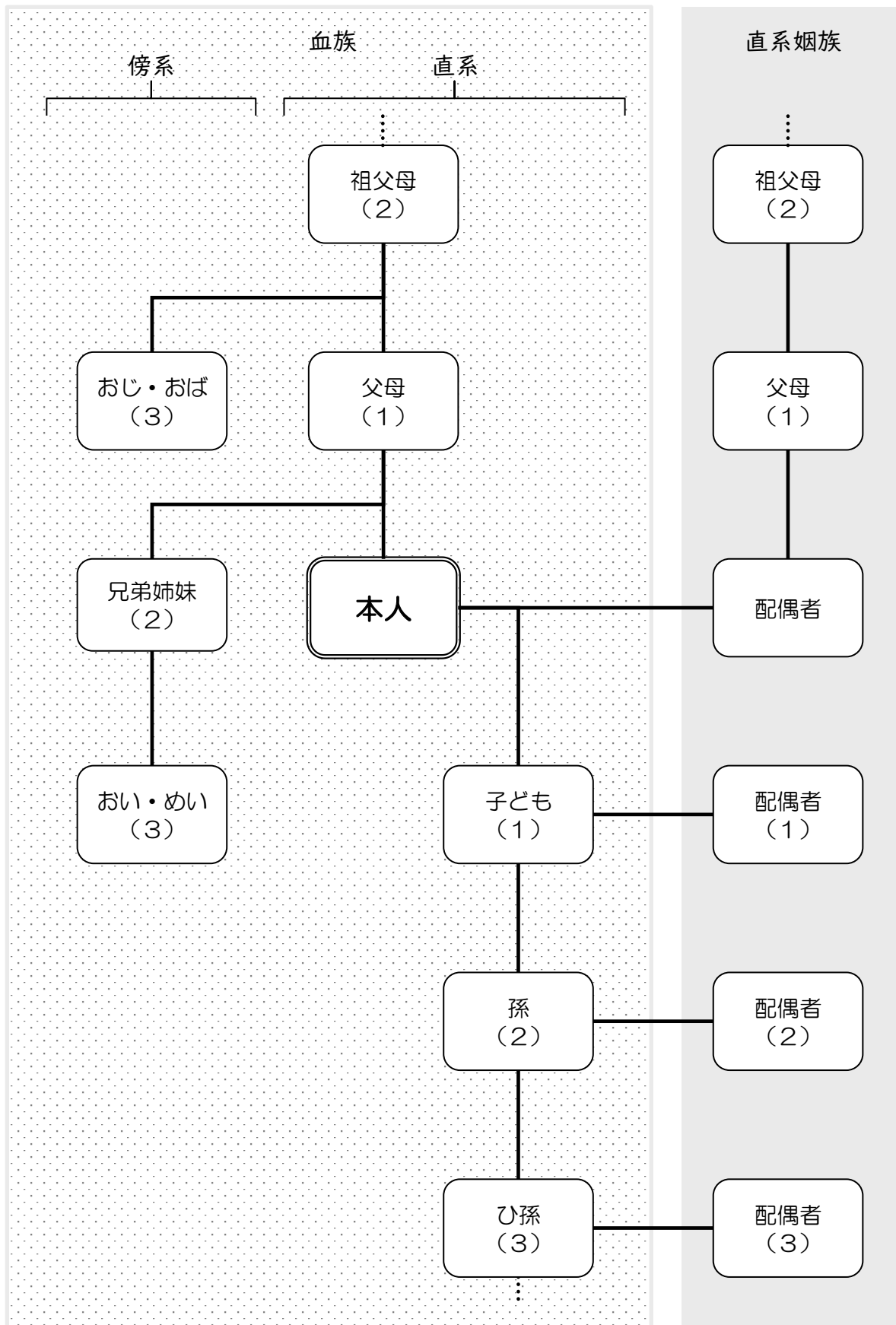
民法第734条から第736条に定められている婚姻をすることができない関係（直系血族、3親等内の傍系血族又は直系姻族）にある方は、宣誓をすることができません（次ページ図を参照）。

ただし、パートナーシップ関係に基づく養子縁組の場合は宣誓することができますので、事前にご相談ください（近親者間での養子縁組は対象となりません）

(6) ファミリーシップを宣誓する人は三親等内であること

ファミリーシップを宣誓する人は、パートナーシップを宣誓する人の三親等内の近親者等でないと、宣誓をすることはできません。

パートナーシップの宣誓をすることができない者（近親者）



※ () 内の数字は親等を表します。

3 宣誓手続の流れ【要綱第4条】

「窓口宣誓」と「オンライン宣誓」のいずれかの方法で宣誓していただけます。

(1) 電話で事前予約

- ① パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を希望される方は、新城市 市民自治推進課に宣誓日（宣誓書提出日）を事前に電話で予約していただきますようお願いいたします。
- ② 2人の氏名、生年月日、住所、電話番号、宣誓方法（窓口またはオンライン）をお伝えください。（通称名で宣誓される場合はその通称名もお伝えください。外国籍の方は国籍もお伝えください。）
- ③ 日時の調整、必要書類の確認などを行います。
- ④ 窓口宣誓を希望する場合、希望に応じて、個室を用意いたしますので、ご相談ください。

予 約 先：新城市 市民自治推進課 電話：0536-23-7697

受付日時：月～金曜日 9：00～17：15

（祝休日、12月29日～1月3日を除きます。）

(2) 宣誓

◇窓口宣誓

- ① 予約した日時・場所に宣誓される方全員そろってお越しください。
- ② 市職員の立会いのもと「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書」に自署し、提出していただきます。
- ③ 必要なもの（4・5ページ）をご持参ください。

◇オンライン宣誓

- ① 予約した日時の5営業日前までに必要なもの（4・5ページ）を下記担当まで郵送してください。

【送付先】

〒441-1392 新城市字東入船115番地

新城市役所 市民自治推進課 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度担当者宛

- ② 予約した宣誓日時までに、こちらからウェブ会議の招待をお送りします。予約した時間に、宣誓者全員のお顔がモニターに映っている状態で接続してください。

宣誓日時：月～金曜日 9：00～16：00（祝日、12月29日～1月3日を除きます。）

宣誓場所：新城市 市民自治推進課

（窓口宣誓する方は、ご希望に応じて個室での対応も可能です。）

(3) 内容確認

- ① 本人確認及びパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の要件を満たしているかの確認を行います。
- ② 書類に不備や不足がある場合等は、宣誓日を延期させていただくことがあります。

(4) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等の交付

- ① 「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証」を2人に1部ずつ交付します。
- ② ご希望に応じて、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード」を2人に1部ずつ交付します。
- ③ 書類に不備や不足等がなく、宣誓が適当と認められる場合、交付を行います。準備に時間を要するため、交付までに1週間程度期間をいただきます。交付準備ができましたらご連絡しますので、本人確認ができるものを持参のうえ、受け取りにお越しく下さい。（宣誓者いずれか1人でもかまいません。）郵送での受け取りを希望される場合は、送料分の切手等をご用意していただきます。

4 宣誓時に必要なもの【要綱第4条・第7条】

(1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号）

- ① 宣誓書は、新城市 市民自治推進課で用意します。
- ② 宣誓書は、提出日に記入していただきます。
- ③ 氏名、生年月日、住所は宣誓を行う方々に記入していただきます。
- ④ 通称名を使用する場合は、通称を日常的に使用していることが分かるもの（郵便物や各種会員証、社員証等）をご持参ください。
- ⑤ 宣誓を行う方が自ら宣誓書に記入できない場合は、2人の立会いのもとで、他の人に代筆してもらうことができます。

※オンラインで宣誓する方は①の宣誓書は市HPからダウンロードしてください。また、②については、事前に宣誓をする日付、必要事項等を記入の上、宣誓日の5開庁日（平日）までに郵送してください。

(2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- ① 3か月以内に発行されたものを1人1通ずつご提出ください。ただし、宣誓する方々が同一世帯になっている場合は、1通でかまいません。（続柄・本籍等省略可）
- ② 住民票記載事項証明書の場合、住所と氏名の記載されたものをご提出ください。
- ③ マイナンバー（個人番号）の表示がないものをご提出ください。
- ④ 3か月以内に新城市に転入予定の場合は、転入することが分かる書類をご提出ください。（例：転出証明書、売買契約書、賃貸借契約書）

(3) 配偶者がいないことを証明する書類

- ① 3か月以内に発行された戸籍謄（抄）本（戸籍全部（個人）事項証明書）や独身証明書等を1人1通ずつご提出ください。（確認ができる場合は1通で可）
- ② 戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）や独身証明書は、本籍地の市町村で取得できます。
- ③ 外国籍の方は、大使館等公的な機関が発行する婚姻要件具備証明書等の配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添付して提出してください。

※2人が外国で同性婚をしている場合には、それが証明できるもの。（日本語訳添付）

(4) 本人確認ができるもの（いずれも有効期限内のものに限ります）

1つの提示（顔写真付き）	2つの提示（顔写真無し）
<ul style="list-style-type: none">・ 個人番号カード（マイナンバーカード）・ 運転免許証・ 旅券（パスポート）・ 在留カード・ 国、地方公共団体が発行した身分証明書（顔写真付き）	<ul style="list-style-type: none">・ 国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険の被保険者証、共済組合員証・ 年金手帳、年金証書・ その他、国、地方公共団体が発行したもの

(5) 近親者等の記載に関する同意書

- ① パートナーシップと一緒にファミリーシップを宣誓される方が15歳以上の場合、近親者等の記載に関する同意書をご提出ください。

5 通称名の使用を希望する場合【要綱第5条】

- ① 外国籍の方や性別違和等で、通称名の使用を希望される場合は、宣誓書において通称名を使用することができます。
- ② 通称名を使用する場合は、通称を日常的に使用していることが分かるもの（郵便物や各種会員証、社員証等）をご持参ください。
- ③ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カードには表面に通称名を表示し、裏面に戸籍上の氏名を表示します。

6 受領証(カード)記載事項の変更【要綱第7条・第8条・第9条】

宣誓された方で、次に該当する方は、宣誓事項の変更が必要です。

【記載事項の変更のための届が必要な場合】

- ① 改姓・改名をした場合
- ② 住所を変更した場合
- ③ 近親者等を追加・削除したい場合

(1) 変更時に必要なもの

- ① 変更届
- ② 変更内容等が確認できる書類
- ③ 交付済みの受領証(カード)
- ④ 本人確認ができるもの
- ⑤ 申立書 ※受領証(カード)に氏名等を記載された15歳以上の方が、受領証(カード)から氏名等を削除したい場合のみ

7 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カードの再交付・返還【要綱第10条】

(1) 受領証等の再交付

- ① 受領証等の紛失やき損、汚損、氏名変更等の事情により、再交付を希望される場合には、申請書に基づき受領証等を再交付します。
- ② き損、汚損による再交付の場合は、既に交付している受領証等をパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第7)に添付して提出してください。
- ③ 氏名等の変更による再交付の場合は、既に交付している受領証等及び変更内容の分かる書類を再交付申請書に添付して提出してください。
- ④ 電話で新城市市民自治推進課まで事前予約(3ページ「3パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓手続の流れ」参照)をお願いします。日時の調整とお持ちいただく書類の確認を行います。

(2) 受領証等の返還

次の場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第8)に受領証等を添付して提出してください。

- ① パートナーシップ又はファミリーシップが解消されたとき
- ② パートナーが死亡されたとき(近親者等と引き続きファミリーシップの関係の継続を希望する場合を除く。)
- ③ 双方が新城市内に住所を有しなくなったとき
- ④ その他、1ページ「2 宣誓をすることができる方」に、該当しなくなったとき

※電話で新城市 市民自治推進課まで事前予約（3ページ「3 宣誓手続の流れ」参照）をお願いします。日時の調整とお持ちいただく書類（住民票の写し、戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）、死亡診断書等）の確認を行います。

8 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の無効【要綱第12条】

次の場合は、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓が無効となりますので、交付した受領証等を返還していただきます。

- ① 虚偽その他の不正な方法により受領証等の交付を受けたことが判明したとき
- ② 交付を受けた受領証等を不正に使用したことが判明したとき

※市役所へ来ていただく日時の調整とお持ちいただく書類（住民票の写し、戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）、死亡診断書等）の確認等の連絡をします。

9 愛知県内自治体間で引っ越ししたときの継続使用について

本市は、愛知県内の一部の自治体とパートナーシップ・ファミリーシップ制度の自治体間連携移管する協定を締結しています。本協定により、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の宣誓をされている方々が締結自治体間で転出・転入する場合は、簡易な手続きで、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の継続使用ができます。

※転出元及び転入先の自治体におちて宣誓制度の対象となる場合に限りません。締結自治体については、新城市ホームページに随時更新しています。

(1) 新城市から締結自治体へ転出するとき

転入先の自治体へのパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の継続手続きにより、新城市への「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓受領証等返還届」の提出、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証」及び「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード」の返還手続きが不要となります。（新城市が発行した受領証などは転入先の自治体へ提出して下さい。）

(2) 締結自治体から新城市へ転入するとき

新城市に「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続届」をご提出ください。当初の宣誓日を引き継いだパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等を交付します。（転出元の自治体が発行した受領証等は新城市にご提出ください。）

※ 5ページの「(2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書」及び6ページの「(4) 本人確認ができるもの」も一緒にご準備ください。

※パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等に記載する方全ての宣誓継続の意思を確認させていただく場合があります。

10 Q&A

Q1 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度と婚姻はどう違うのですか。

A 婚姻を行うと民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続等財産上の権利、税金の控除、親族の扶養義務など様々な法的な権利・義務が発生します。

一方、新城市のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、行政の内部規定である要綱に基づいて行うもので、法的効力が発生するものではありません。また、宣誓により戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

Q2 法的効力がないのに、なぜ制度を導入するのですか。

A この制度はパートナーシップ又はファミリーシップを形成することを尊重するものです。新城市では、この制度を導入することにより、多様な性への理解促進を図っていきたいと考えています。

Q3 婚姻年齢との違いについて（なぜ民法上の成年としているのか）。

A 本制度は宣誓する本人の意思を尊重するものであるため、法律行為を行う際に保護者の同意が不要となる「成年」としております。

Q4 新城市民でないと宣誓をすることができませんか。

A 少なくとも2人のうち1人が市内に住所を有しているか、双方が市内に住所を有していなくても2人又はどちらか1人が宣誓の日から3か月以内に市内への転入を予定している場合は宣誓できます。市内への転入を予定している場合は、その事実を確認することができる書類の提出が必要となります。（※転出証明書、売買契約書、賃貸借契約書等を提出してください。）

Q5 3か月以内に市内への転入を予定している場合で、まだ賃貸借契約等をしていない場合は、どのように証明すれば良いでしょうか。

A 宣誓の日から3か月以内に住民票の写し、賃貸借契約書等を提出してください。提出がない場合は、発行した受領証等を返還していただきます。

Q6 同居している必要はありますか。

A 新城市が行うパートナーシップ宣誓制度は、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、2人の者の関係であって、少なくとも宣誓者のいずれか一方が新城市在住を要件としていますが、同居につきましては、様々な要因で同居できない場合もあると思いますので、同居は求めています。

Q 7 戸籍上同性ではない事実婚の方もパートナーシップの宣誓ができますか。

A できます。

Q 8 養子縁組をしている場合も宣誓できるとなっていますが、なぜですか。

A 性的少数者の方の中には、同性では婚姻ができないことから、家族になるために養子縁組を結んでいる方がいる状況を考慮し、養子縁組を結んだままでもパートナーシップ宣誓ができることとしました。

Q 9 外国籍でもパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓はできますか。

A 外国籍の方も、2人又はどちらか1人が新城市民である、又は新城市内へ転入を予定している方であれば宣誓できます。外国籍の方は、宣誓に必要な書類として、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書（3か月以内に発行されたもの）など独身であることを確認できる書類に日本語訳を添えてご提出ください。

Q 10 外国で同性婚をしているカップルは宣誓できますか。

A 日本国内では、婚姻が成立していないので、宣誓を行うことができます。

Q 11 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に費用はかかりますか。

A 宣誓や、宣誓書受領証・宣誓書受領証明カード等の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に必要な書類の交付手数料などは、自己負担となります。

Q 12 宣誓の際は個別に対応してくれますか。

A ご希望に応じて個室で対応します。ただし、部屋の空き状況により、ご希望の日時に対応できない場合がありますので、ご相談ください。

Q 13 宣誓時には宣誓する人全員がそろっていないとだめですか。

A 本人確認と意思を確認させていただきますので、必ず全員でお越しください。

Q 14 郵送やメールでのパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓はできますか。

A 郵送やメールでの宣誓は行っておりませんが、ウェブ会議等で本人確認と意思を確認させていただける場合は、できます。

Q 15 他の人に代理で宣誓してもらうことはできますか。

A 代理の宣誓はできません。必ず、宣誓者の全員でそろってお越しください。なお、宣誓書に自署していただくことが原則ですが、何らかの理由により自署できない場合は、宣誓者の立会いのもと、他の方による代筆は可能で

す。ご自身で代筆者をご用意出来ない場合は、市の職員を指名することも可能です。

Q16 通称名を使用できますか。

A 性別違和等の理由により、通称を使用することができます。ただし、交付するパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証、受領カードの裏面には戸籍上の氏名を記載することになります。

通称を使用する場合は、その通称を日常生活において使用することが確認できるもの（通称で届いている郵便物、各種会員証、社員証等）をご持参ください。

Q17 プライバシーは守られますか。

A ご希望に応じて個室で対応します。また、提出書類や、記載内容等の個人情報情報は固く守られます。

Q18 受領証等はいつ交付されますか。

A 宣誓後、提出書類の確認を行った後、交付の準備に時間を要するため、交付までに1週間程度期間をいただきます。交付準備ができましたらご連絡しますので、本人確認ができるものを持参のうえ、受け取りに来てください（宣誓者どちらか1人でもかまいません）。郵送での交付を希望される場合は、送料分の切手等をご用意していただきます。再交付の場合も同様です。

Q19 受領証等に有効期限はありますか。

A ありません。当制度は、新城市として宣誓書を受領した事実を証明するものであり、また、法的効力を有するものではないので、受領証自体に有効期限はありません。

Q20 宣誓書は何年間保存されますか。

A 30年間保存します。

Q21 受領証等はどこかで利用できるのですか。

A 民間のサービスにおいて受領証の掲示により一定の範囲で家族と同等の取扱いが行われることがあります。詳しくはサービス提供者にご確認ください。（例：携帯電話会社の家族割、生命保険受取人の適用等）

Q22 交付された受領証等は、公的な本人確認書類として使用できますか。

A 使用できません。パートナー又はファミリー関係であると宣誓した事実を証するものです。

Q23 パートナー・ファミリーシップと法的な関係を構築する方法はありますか。

A 婚姻に類似した法的関係性を構築する方法として、公正証書による遺言書

の作成や、任意後見契約等を結ぶ方法がありますが、その手続には費用が発生します。詳しくは公証人役場へお問い合わせください。

Q24 市外に転出する場合、受領証等を返還する必要はありますか。

A 2人とも市外に転出する場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届をご提出していただくとともに、受領証等も返還していただくこととなりますので、事前にご連絡ください。

どちらか1人が市外に転出した場合や新城市内での転居（1人又は2人とも）の場合は、新住所の住民票の写し等を提出していただく必要があります。

Q25 パートナーシップ・ファミリーシップを解消した場合、またパートナーが亡くなった場合、受領証等を返還する必要はありますか。

A パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届及び亡くなったことがわかる書類をご提出していただくとともに、受領証等も返還してください。

また、パートナーシップ・ファミリーシップ解消による返還の場合は、双方の意思を確認させていただきます。

新城市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、互いを尊重し合い、心豊かに暮らせるまちの実現を目指すため、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、2人の者の関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップにある者の一方又は双方の子を始めとした近親者（三親等内の者）その他市長が適当と認める者（以下「近親者等」という。）を含め、家族である関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある双方が、市長に対し、パートナーシップ又はファミリーシップにあることを誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、パートナーシップにある二者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達している者であること。
- (2) 共に宣誓をしようとする者のいずれか一方が、新城市内に住所を有する者又は宣誓の日から3か月以内に新城市内への転入を予定している者であること。
- (3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいない者であること（宣誓者同士が事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は除く。）。
- (4) 共に宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップ又はそれに類する関係にない者であること。
- (5) 共に宣誓をしようとする者同士が、民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと（パートナーシップに基づく養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）。
- (6) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者にあつては、当該宣誓に係る近親者等とファミリーシップがあること。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、自ら記入したパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1。以下「宣誓書」という。）を、市長に提出しなければならない。この場合において、宣誓をしようとする者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができない事情があると市長が認めるときは、双方立会いの下で他の者に代筆させることができる。

2 宣誓書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は新城市内への転入を予定している者にあつては、その事実が確認できる書類（宣誓の日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）、戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）、独身証明書、婚姻要件具備証明書その他現に婚姻していないことを証明する書類（宣誓の日以前3か月以内に発行されたも

のに限る。)

(3) 近親者等とファミリーシップにあることの宣誓をしようとする場合は、その関係を確認できる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

3 宣誓書の提出は、市長が指定する場所において、又は郵送により行うものとする。

4 宣誓をしようとする者は、宣誓書を提出するときは、次の各号に掲げる書類のいずれかを市職員に提示するものとする。

(1) 個人番号カード（マイナンバーカード）（表面のみ）

(2) 運転免許証

(3) 旅券（パスポート）

(4) 在留カード

(5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

5 前項の規定による確認は、インターネットその他の市長が指定する方法を利用することにより行うことができる。その場合、前項の本人確認書類の写しを郵送により提出するものとする。

6 宣誓をしようとする者は、あらかじめ宣誓をする日時、場所、その他必要な事項について市と調整し、共に宣誓するものとする。

（パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定書に基づく届出の方法）

第4条の2 新城市とパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定を締結した自治体（以下「協定締結自治体」という。）から、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等（以下「受領証等」という。）の交付を受けている者が、新城市に転入し、引き続きパートナーシップ・ファミリーシップ制度を継続しようとするときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続届（様式第1の2）を提出するものとする。

2 前項に規定する届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（届出の日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

(2) 転出元の協定締結自治体から交付された受領証等

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

3 前条第4項の規定は、第1項の届出をする者が、届出書を提出する場合について準用する。この場合において、同項中「宣誓」とあるのは「届出」と、「宣誓書」とあるのは「届出書」と読み替えるものとする。

4 市長は、第1項の規定による届出により、第6条第1項の規定によるパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証を交付したときは、申請者の転出元の協定締結自治体に対し、次に掲げる書類を送付する。

(1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続届の写し

(2) 転出元の協定締結自治体から交付された受領証等

5 第1項の規定による届出をする者は、市長が転出元の協定締結自治体に対して前項の規定による書類の送付を行うことに同意するものとする。

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名(戸籍に記載された氏名に代わるものとして広く通用しているものをいう。以下同じ。)を使用することができる。

2 前項の規定による通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を、第4条第1項の規定による宣誓をするときに提示しなければならない。

(受領証等の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定による宣誓をした者又は第4条の2第1項の規定による届出をした者(以下「宣誓者」という。)が第3条に掲げる要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証(様式第2(宣誓者が戸籍上の氏名の記載を希望しない場合にあつては様式第2の2)。以下「受領証」という。)を宣誓者に交付するものとする。

2 市長は、宣誓者からの申出がある場合は、受領証のほか、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード(様式第3(宣誓者が戸籍上の氏名の記載を希望しない場合にあつては様式第3の2)。以下「受領証カード」という。)を交付するものとする。

(近親者等に関する記載)

第7条 宣誓者の一方又は双方に近親者等がいる場合であつて、ファミリーシップの関係にあり、受領証等に近親者等の氏名及び生年月日(以下「氏名等」という。)の記載を希望するときは、近親者等の氏名等が記載された宣誓書とともに、次に掲げる書類を市長に提出することで、受領証等に記載することができる。ただし、第4条1項の規定により提出された書類をもって代えることができると認められる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)、戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)等近親者等である事実が確認できる書類(宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。)

(2) 近親者等の記載に関する同意書(様式第4。15歳以上の近親者等に限る。)

(3) その他市長が必要と認める書類

2 15歳以上の近親者等について、受領証等に氏名等の記載を希望するときは、第4条に規定する宣誓書及び前項第2号の同意書に、当該近親者等が自ら記入するものとする。ただし、自ら記入することができないと市長が認めるときは、他の者をしてこれを記入させることができる。

3 第9条に規定する変更届により、近親者等が追加された場合においても同様とする。

(近親者等に関する記載の削除)

第8条 宣誓書に氏名等を記載された15歳以上の近親者等は、市長にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書(様式第5。以下「申立書」という。)を提出することにより、当該近親者等が記載された受領証等から当該近親者等の氏名等を削除するよう申立てることが出来る。

2 前項における本人確認は、第4条第4項の規定を準用する。

3 市長は、第1項の規定により申立書の提出があつたときは、当該記載された近親者等の氏名等を削除した受領証等を交付するとともに、削除する前の受領証等の返還を受けるものとする。ただし、受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該受領証等の返還を要しない。

(変更等の届出)

第9条 第6条の規定により受領証等の交付を受けた者は、第4条の規定により宣誓書に記載した事項に変更が生じたときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書に関する変更届(様式第6。

以下「変更届」という。)に変更内容等が確認できる書類及び受領証等を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項における本人確認は、第4条第4項の規定を準用する。

3 市長は、変更届出の提出があったときは、その内容の確認の上、必要に応じ、当該宣誓者に対し、変更後の受領証等を交付する。

(受領証等の再交付)

第10条 宣誓者は、受領証等を紛失し、き損し、又は汚損したときは、市長に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第7。以下「再交付申請書」という。)を提出することにより、受領証等の再交付を受けることができる。

2 前項の規定により再交付を申請する場合は、き損又は汚損の場合にあっては受領証等を再交付申請書に添付しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による再交付の申請を受けたときは、第4条第1項の規定により提出された宣誓書が保存されている場合に限り、受領証等を再交付するものとする。

4 前項の規定により再交付を受けた者は、紛失した受領証等を発見したときは、速やかに当該受領証等を市長に返還しなければならない。

(受領証等の返還)

第11条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条又は前条第3項の規定により交付を受けた受領証等を市長に返還するとともに、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第8)を、市長に提出しなければならない。ただし、第3号の場合であって、近親者等と引き続きファミリーシップ関係の継続を希望する場合は、この限りではない。

(1) 宣誓者の意思によりパートナーシップ又はファミリーシップが解消されたとき。

(2) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(3) 第3条第2号から第4号までに掲げる要件に該当しなくなったとき。

(4) 宣誓者が、パートナーシップ又はファミリーシップ宣誓をした時点において第3条各号のいずれかに該当していなかったことが判明したとき。

(締結自治体の長を経由する返還)

第11条の2 前条の規定にかかわらず、新城市から協定締結自治体へ転出し、転出先の協定締結自治体のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を利用しようとする宣誓者は、当該協定締結自治体が定めるところにより、当該協定締結自治体の長を経由して受領証等を返還するものとする。この場合において、当該手続きにより、前条の規定によるパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届が提出されたものとみなす。

(パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の無効)

第12条 市長は、宣誓をした者が虚偽その他の不正な方法により受領証等の交付を受けたことが判明したとき、又は交付を受けた受領証等を不正に使用したことが判明したときは、パートナーシップ又はファミリーシップの宣誓を無効とする。

2 市長は、前項の規定によりパートナーシップ又はファミリーシップの宣誓を無効とした場合は、第6条又は第10条第2項の規定により交付を受けた受領証等の返還を求めるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

新城市長 様

私たちは、新城市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いが人生のパートナーであることを宣誓します。

年 月 日

(宣誓者)

フリガナ

氏 名 _____

(通称名の場合、

戸籍上の氏名) _____

生年月日 _____年 月 日

住 所 _____

(代筆者)

氏 名 _____

住 所 _____

(宣誓者)

フリガナ

氏 名 _____

(通称名の場合、

戸籍上の氏名) _____

生年月日 _____年 月 日

住 所 _____

(代筆者)

氏 名 _____

住 所 _____

注) 宣誓者の欄は自署してください。自ら記入することができない場合は代筆が可能ですが、下段に代筆者の氏名及び住所をご記入ください。

子を始めた近親者等（受領証等に記載を希望する場合のみ、ご記入ください。）

フリガナ

氏 名 _____ 生年月日 _____年 月 日

住 所 _____ 続柄 _____

フリガナ

氏 名 _____ 生年月日 _____年 月 日

住 所 _____ 続柄 _____

フリガナ

氏 名 _____ 生年月日 _____年 月 日

住 所 _____ 続柄 _____

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カードの交付を希望する（ 部）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カードの交付を希望しない

【通称名を使用する場合】

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カードに戸籍上の氏名を併記する

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カードに戸籍上の氏名を併記しない

以下は、新城市での記入欄です。

氏名：	個人番号カード・免許証・旅券・（ ）	電話：
氏名：	個人番号カード・免許証・旅券・（ ）	電話：

宣誓 第 号

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する確認書

私たちは、新城市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づく、「パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓」にあたり、以下の内容を確認した上で、宣誓をします。

以下の内容が事実と異なることが判明した場合は、宣誓書受領証、宣誓書受領証カード（交付されている場合）を新城市に返還します。

年 月 日

(宣誓者)

フリガナ

氏 名 _____

(通称名の場合、

戸籍上の氏名) _____

(宣誓者)

フリガナ

氏 名 _____

(通称名の場合、

戸籍上の氏名) _____

(代筆者)

氏 名 _____

(代筆者)

氏 名 _____

注) 宣誓者の欄は自署してください。自ら記入することができない場合は代筆が可能ですが、下段に代筆者の氏名をご記入ください。

子を始めた近親者等（受領証等に記載を希望する場合のみ、ご記入ください。）

フリガナ

氏 名 _____

フリガナ

氏 名 _____

フリガナ

氏 名 _____

フリガナ

氏 名 _____

確認事項		回答欄（該当する□に✓をご記入ください。）	
要綱 第2条	(関係性) 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した2人の者の関係にある。	<input type="checkbox"/> 該当 します	<input type="checkbox"/> 該当 しません
第3条 第1号	(年齢) 双方が、宣誓当日において、成年に達している。	<input type="checkbox"/> 該当 します	<input type="checkbox"/> 該当 しません
第3条 第2号	(住所) 1 双方が新城市内に住所を有している。 2 一方が新城市内に住所を有している。又は一方が宣誓の日3か月以内に新城市内へ転入予定である。 3 双方が宣誓の日から3か月以内に新城市内に転	<input type="checkbox"/> いずれかに 該当します	<input type="checkbox"/> いずれにも 該当 しません

	<p>入予定である。</p> <p>※転入予定の場合は以下に記入</p> <p>転入予定者の氏名 _____</p> <p>転入予定日 _____年 ____月 ____日 _____年 ____月 ____日</p>		
第3条 第3号 第4号	<p>(婚姻の有無及び宣誓者以外のパートナーの有無)</p> <p>双方に配偶者がいないこと(事実婚を含む)及び宣誓者以外のパートナーがいないこと。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 します	<input type="checkbox"/> 該当 しません
第3条 第5号	<p>(近親者でないこと)</p> <p>直系血族、3親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 します	<input type="checkbox"/> 該当 しません
第3条 第6号	<p>(ファミリーシップの関係であること)</p> <p>近親者等とファミリーシップであること。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 します	<input type="checkbox"/> 該当 しません
第9条 第11条	<p>(変更または返還するときは届けること)</p> <p>要綱第9条及び要綱第11条に定める事項について、変更届又は返還届(受領証等を添付)を提出しなければならないこと。</p>	<input type="checkbox"/> 了承 しました	<input type="checkbox"/> 了承 できません

様式第1の2（第4条の2関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続届

新城市長 様

私たちは、新城市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定を締結した自治体（以下「協定締結自治体」という。）においてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を利用していたこと及び新城市でパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を継続することを届け出ます。

年 月 日

(宣誓者)

フリガナ

氏 名 _____

(通称名の場合、

戸籍上の氏名) _____

生年月日 _____年 月 日

新住所 _____

前住所 _____

宣誓日

(転出元協定締結自治体での宣誓書受領証等が交付された日) _____年 月 日

(宣誓者)

フリガナ

氏 名 _____

(通称名の場合、

戸籍上の氏名) _____

生年月日 _____年 月 日

新住所 _____

前住所 _____

(代筆者)

氏 名 _____

住 所 _____

(代筆者)

氏 名 _____

住 所 _____

注1) 要綱第4条第3項各項に掲げる2名分の本人確認書類を提示してください。

確認事項（同意する場合は、□にレ印を付けてください。	
<p>本届出書に基づき、転出元協定締結自治体へこの届出の内容を通知すること及び本届出書の写し、受領証等の原本を送付することに同意します。また、本市が転出元協定締結自治体から宣誓時の書類の写しの提供を受けることに同意します。</p>	□

<p>□ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カードの交付を希望する (□ 2部 □ 1部)</p> <p>□ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カードの交付を希望しない</p> <p>【通称名を使用する場合】</p> <p>□ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カードに戸籍上の氏名を併記する</p> <p>□ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カードに戸籍上の氏名を併記しない</p>

以下は、新城市での記入欄です。

氏名：	個人番号カード・免許証・旅券・()	電話：
氏名：	個人番号カード・免許証・旅券・()	電話：

1 新城市パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは

一方又は双方が性的少数者である2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束したパートナーシップの関係にあることを宣誓し、またその関係にある者の一方または双方の子を始めとした近親者その他市長が適当と認める者を含め家族であると約した関係にあることを宣誓し、新城市長がパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等を交付する制度です。なお、本制度は、婚姻とは違い、法的な効力を有するものではありません。

2 受領証の交付要件

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の際、以下の要件を満たしていることを確認しています。

- (1) 互いを人生のパートナー又は家族（ファミリー）とし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であること。
- (2) パートナーシップにある者の双方が宣誓当日において、成年に達していること。
- (3) パートナーシップにある者の双方又は一方が新城市内に住所を有している又は宣誓の日から3か月以内に新城市内への転入を予定している。
- (4) パートナーシップにある者の双方に配偶者がいないこと及び宣誓者以外のパートナーがいないこと。
- (5) パートナーシップにある者の双方とも他の者とのパートナーシップ・ファミリーシップ又はこれらに類する関係にないこと。
- (6) パートナーシップにある者の双方が直系血族、3親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。
（ただし、宣誓をしようとする者同士が養子縁組をしている又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）

3 通称名を使用している場合

以下に、戸籍上の氏名（外国人の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

通称名 _____ 通称名 _____

戸籍上の氏名 _____ 戸籍上の氏名 _____

4 注意事項

- (1) この受領証は、新城市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に従って取ってください。
- (2) 次の場合は、受領証及び受領証カードを返還してください。
 - ① パートナーシップが解消されたとき
 - ② 宣誓者の双方がともに市内に住所を有しなくなったとき（転出先が協定先の市町村の場合を除く）
 - ③ 宣誓者の一方が死亡した時（近親者等と引き続きファミリーシップの関係の継続を希望する場合は、この限りではありません）
 - ④ 要綱12条の規定により、宣誓が無効となったとき
 - ⑤ その他の上記に掲げるもののほか、返還すべき事由が生じたとき

5 特記事項

備考 表面の背景には、適宜意匠を加えるものとする。

1 新城市パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは

一方又は双方が性的少数者である2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束したパートナーシップの関係にあることを宣誓し、またその関係にある者の一方または双方の子を始めとした近親者その他市長が適当と認める者を含め家族であると約した関係にあることを宣誓し、新城市長がパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等を交付する制度です。なお、本制度は、婚姻とは違い、法的な効力を有するものではありません。

2 受領証の交付要件

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の際、以下の要件を満たしていることを確認しています。

- (1) 互いを人生のパートナー又は家族（ファミリー）とし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であること。
- (2) パートナーシップにある者の双方が宣誓当日において、成年に達していること。
- (3) パートナーシップにある者の双方又は一方が新城市内に住所を有している又は宣誓の日から3か月以内に新城市内への転入を予定している。
- (4) パートナーシップにある者の双方に配偶者がいないこと及び宣誓者以外のパートナーがいないこと。
- (5) パートナーシップにある者の双方とも他の者とのパートナーシップ・ファミリーシップ又はこれらに類する関係にないこと。
- (6) パートナーシップにある者の双方が直系血族、3親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。
（ただし、宣誓をしようとする者同士が養子縁組をしている又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）

3 注意事項


- (1) この受領証は、新城市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に従って取ってください。
- (2) 次の場合は、受領証及び受領証カードを返還してください。
 - ① パートナーシップが解消されたとき
 - ② 宣誓者の双方がともに市内に住所を有しなくなったとき（転出先が協定先の市町村の場合を除く）
 - ③ 宣誓者の一方が死亡した時（近親者等と引き続きファミリーシップの関係の継続を希望する場合は、この限りではありません。）
 - ④ 要綱12条の規定により、宣誓が無効となったとき
 - ⑤ その他の上記に掲げるもののほか、返還すべき事由が生じたとき

4 特記事項

備考 表面の背景には、適宜意匠を加えるものとする。

様式第3（第6条関係）

（表面）

 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード	
新城市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領しました。	
_____ 様	_____ 様
_____ 年 月 日生	_____ 年 月 日生
宣誓日 _____ 年 月 日	継続届出日 _____ 年 月 日
宣誓 第 号 _____ 年 月 日	
新城市長	印

（裏面）

この受領証カードは、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓し、新城市がその宣誓書を受領したことを証するものです。法的な効力を有するものではありませんが、この受領証カードの掲示を受けた方は、上記の趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。	
子を始めた近親者等	
_____ 様 年 月 日	_____ 様 年 月 日
通称名を使用している場合の戸籍上の氏名]	

[特記事項] _____	

備考 表面の背景には、適宜意匠を加えるものとする。

様式第4（第7条関係）

近親者等の記載に関する同意書

（提出先）

新城市長

以下の者が、新城市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に規定するファミリーシップ関係にあることを宣誓するにあたり、近親者等として、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カードに私の氏名等を記載することに同意します。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者

（宣誓者）

フリガナ

氏名 _____

（通称名の場合、

戸籍上の氏名） _____

フリガナ

氏名 _____

（通称名の場合、

戸籍上の氏名） _____

生年月日 _____ 年 月 日

生年月日 _____ 年 月 日

同意者（15歳以上の近親者等）

フリガナ

氏名 _____ 生年月日 _____ 年 月 日

住 所 _____ 続柄 _____

※15歳以上の子どもを始めとした近親者等については、当該近親者等が自ら記入してください。やむを得ない場合は代書が可能ですが、下記に代筆者の氏名等を御記入ください。

代筆者（代書をする場合のみ記載）

フリガナ

氏名 _____

住 所 _____

様式第5（第8条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書

（提出先）

新城市長

新城市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第8条の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓受領証等から私の氏名等を削除するように申し立てます。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者

（宣誓者）

フリガナ

氏名 _____

（通称名の場合、

戸籍上の氏名） _____

フリガナ

氏名 _____

（通称名の場合、

戸籍上の氏名） _____

生年月日 _____年 月 日

生年月日 _____年 月 日

宣誓日 _____年 月 日

申立者

フリガナ

氏名 _____ 生年月日 _____年 月 日

住 所 _____ 続柄 _____

電話番号 _____

※本人を確認できる書類（運転免許証、旅券（パスポート）、マイナンバーカード（個人番号カード）等）を提示してください。

以下は、市の使用欄です。

交付	年 月 日
番号	

様式第6（第9条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書に関する変更届

（提出先）

新城市長

ファミリーシップ宣誓書について、下記のとおり変更がありましたので、新城市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第9条の規定に基づき届出します。

交付番号	第 号	宣誓日	年 月 日
変更の理由 ※該当するものに <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 改姓・改名	<input type="checkbox"/> 住所の変更	
	<input type="checkbox"/> 近親者等の追加	<input type="checkbox"/> 近親者等の削除	
	<input type="checkbox"/> その他（ ）		

（宣誓者）

氏名又は通称名	(変更前)	(変更後)
住 所	(変更前)	(変更後)
その他の変更	(変更前)	(変更後)

子を始めた近親者等

氏 名	(変更前)	(変更後)
生年月日	(変更前)	(変更後)
続 柄	(変更前)	(変更後)

【連絡先】

連絡先氏名	電話番号
	メールアドレス

【添付書類】

- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓受領証 2通
- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓受領証カード 2通

(住所又は氏名の変更の場合)

- 3か月以内に発行された住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(通称名の追加・変更の場合)
- 社会生活上通用していると認められていることが確認できるもの
(近親者等の追記の場合)
- 戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)、戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)等近親者等である
事実が確認できる書類。(提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。)
- 近親者等の記載に関する同意書(様式第4。15歳以上の近親者等に限る。)
(近親者等の削除の場合)
- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書(様式第5)

【確認書類】

- 本人確認書類(運転免許証、旅券(パスポート)、マイナンバーカード(個人番号カード)等)

以下は、市の使用欄です。

交 付	年	月	日
番 号			

様式第7（第10条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

(提出先)

新城市長

新城市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第10条第1項の規定により、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等の再交付を申請します。

年 月 日

1 再交付を申請する理由（該当する□に✓をご記入ください。）

紛失 き損 汚損 その他（ _____ ）

2 再交付を希望するもの（該当する□に✓をご記入ください。）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（1部 2部）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード（1部 2部）

3 宣誓番号・宣誓日

宣誓 第 号 宣誓日 年 月 日

(申請者)

フリガナ

氏 名 _____

(通称名の場合、

戸籍上の氏名) _____

生年月日 _____ 年 月 日

住 所 _____

電話番号 _____

(申請者)

フリガナ

氏 名 _____

(通称名の場合、

戸籍上の氏名) _____

生年月日 _____ 年 月 日

住 所 _____

電話番号 _____

(代筆者)

氏 名 _____

住 所 _____

(代筆者)

氏 名 _____

住 所 _____

注) 宣誓者の欄は自署してください。自ら記入することができない場合は代筆が可能ですが、下段に代筆者の氏名及び住所をご記入ください。

新城市記入欄				
氏名：	個人番号カード・旅券・免許証・()	電話：		
氏名：	個人番号カード・旅券・免許証・()	電話：		
返還されたもの	氏名	<input type="checkbox"/> 受領証	<input type="checkbox"/> 受領証カード	
	氏名	<input type="checkbox"/> 受領証	<input type="checkbox"/> 受領証カード	
交付	年	月	日	番号

様式第8（第11条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届

(提出先)

新城市長

新城市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第11条の規定により、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等を返還します。

年 月 日

1 返還の理由（該当する□に✓をご記入ください。）

パートナーシップの解消

死亡（亡くなった方の氏名： _____ ）

新城市からの転出（氏名・転出先住所： _____ ）

（氏名・転出先住所： _____ ）

婚姻又は他の者とパートナーシップを有することとなった。

互いが民法第734条から第736条の規定により婚姻をすることができないとされている者同士の関係あることが判明した。

3 宣誓番号・宣誓日

宣誓 第 _____ 号 宣誓日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(申請者)

フリガナ

氏 名 _____

(通称名の場合、

戸籍上の氏名) _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住 所 _____

(申請者)

フリガナ

氏 名 _____

(通称名の場合、

戸籍上の氏名) _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住 所 _____

(代筆者)

氏 名 _____

住 所 _____

(代筆者)

氏 名 _____

住 所 _____

注) 宣誓者の欄は自署してください。自ら記入することができない場合は代筆が可能ですが、下段に代筆者の氏名及び住所をご記入ください。

新城市記入欄		
氏名：	個人番号カード・旅券・免許証・()	電話：
氏名：	個人番号カード・旅券・免許証・()	電話：
返還されたもの	氏名	<input type="checkbox"/> 受領証 <input type="checkbox"/> 受領証カード
	氏名	<input type="checkbox"/> 受領証 <input type="checkbox"/> 受領証カード